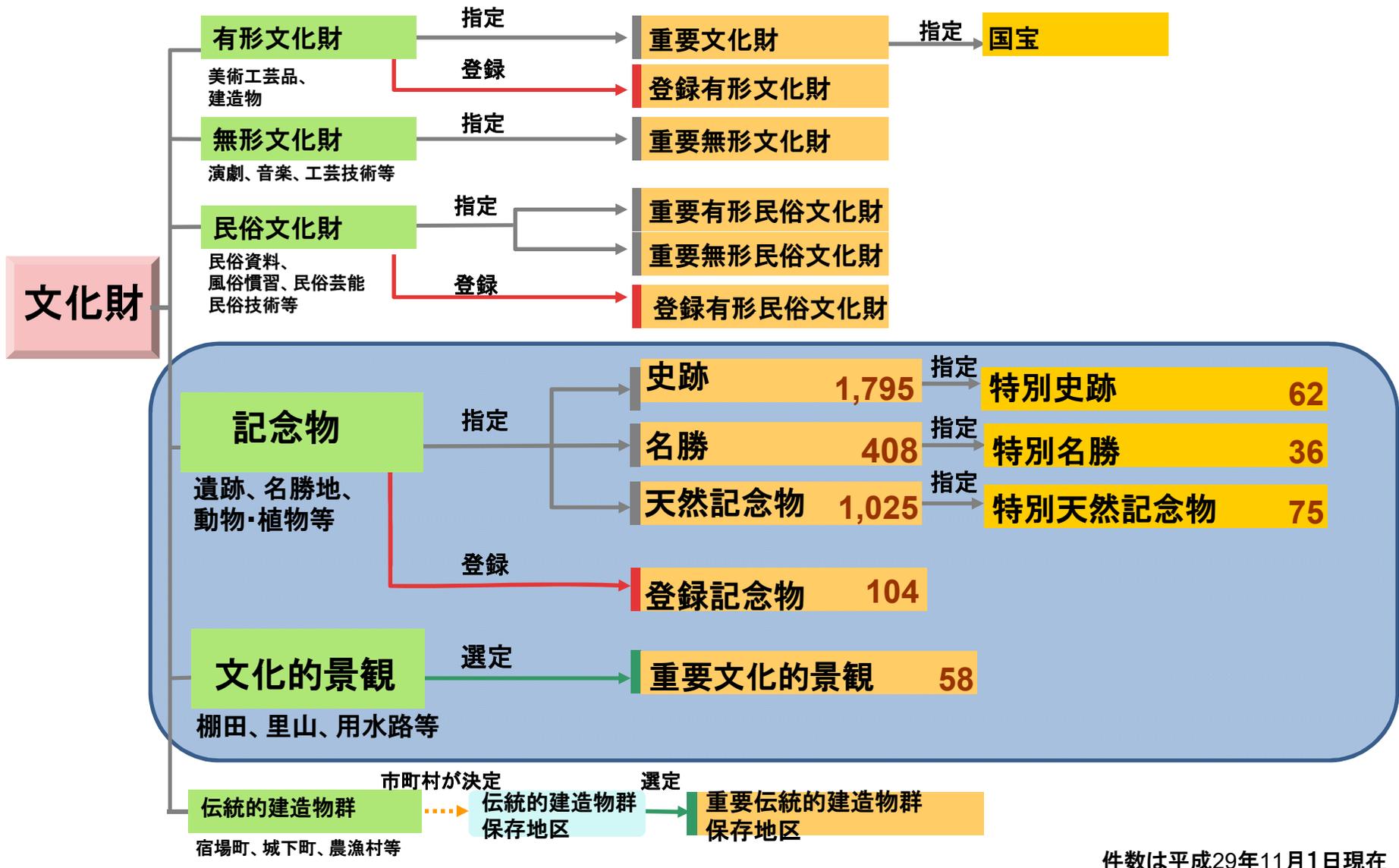


○ 文化財保護の体系



史跡名勝天然記念物等の保存整備・活用への支援（予算措置）

（ねらい）

- 文化財は、我が国の長い歴史のなかで生まれ、守られて来た国民の貴重な財産であり、これを未来に残していくために保護することが必要であり、また、こうした文化財について、地域の人々や子供たちへの普及・教育活動を進めることで、地域の歴史と文化がより深く理解されるようにすること。
- さらに、こうした文化財の整備・活用を進めることで、国内外の人々からの関心を高め、各地域の文化的な魅力づくりや発信に貢献すること。

30年度予定額 214.8億円

埋蔵文化財への支援

- ◎遺跡調査（発掘調査） 30.2億円
指定に向けた学術的な発掘調査や、開発との調整のために必要な試掘調査等への補助（補助率50%）
- ◎地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 5.6億円
埋蔵文化財の公開・活用事業、展示等のための設備整備への補助（補助率50%）

国指定等文化財への支援

- ◎名勝調査 0.2億円
測量図、実測図等の作成、史資料の所在調査・整理・分析等への補助（補助率50%）
- ◎天然記念物の調査 0.3億円
天然記念物の生態・分布調査への補助（補助率50%）
- ◎天然記念物再生事業 1.0億円
天然記念物である動植物の生育・育成環境の維持・復元等（補助率50%）
- ◎天然記念物食害対策 2.1億円
天然記念物である動物に起因する農林産物等の食害対策等（補助率2/3）
- ◎「保存活用計画」の策定 1.0億円
史跡等の保存管理の基準等を策定する事業への補助（補助率50%）
- ◎史跡等の買上げ 106.3億円
史跡等の保存・整備・活用のため地方公共団体が緊急に公有化するための補助（補助率80%）
- ◎歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 65.5億円
史跡等の魅力を広く発信し理解してもらうために必要となる保存修理等への補助（補助率50%）
- ◎重要文化的景観の保存整備 2.6億円
文化的景観の調査、整備、保存計画策定、公開講座等への支援（補助率50%）

趣旨・目的

- 我が国には約400の水中遺跡(※)が存在することが確認されており、これらは我が国の成り立ちや海外との交流の歴史を知る上で欠くことができない貴重な文化遺産。
- しかしながら、水中遺跡保護に当たっては、以下のような課題が顕在化。
 - ①水中遺跡保護に関する指針の未整理
 - ②水中遺跡の保護に関する具体的な手法の未整備、国及び地方公共団体における体制の未整備
- ①は平成25～29年度に調査研究を行い『水中遺跡保護の在り方について(報告)』を作成して目的を達成する見込み。②については、『発掘調査のてびきー水中遺跡調査編ー』を作成して、国民の共有財産たる水中遺跡を確実に未来へ継承。

平成30年度における主な事業内容

1. 「水中遺跡保護検討委員会」(仮称)の立ち上げ

- 代表的な海域別の水中遺跡調査・モニタリングを行い、保護すべき水中遺跡の指針や水中遺跡の保護に関する具体的な手法を議論
- 水中遺跡保護に当たって必要な体制整備を議論

2. 『発掘調査のてびきー水中遺跡調査編ー』の作成

- 標準的な埋蔵文化財の調査手法等をまとめた『発掘調査のてびき』(文化庁作成)の「水中遺跡調査編」を作成することで各地方公共団体における水中遺跡保護を促進

3. 諸外国の事例調査

- 諸外国における水中遺跡保護に関する動向等に関する調査
- 水中遺跡の調査・保存方法と活用等の在り方についての指針・人材育成等の検討



倉木崎海底遺跡
(鹿児島県宇検)



水中遺跡調査の様子

工 程

30年度

- ・「水中遺跡保護検討委員会」(仮称)の立ち上げ
- ・『発掘調査のてびきー水中遺跡調査編ー』作成開始
- ・諸外国の事例調査(東南アジア・東アジア)

31、32、33年度

- ・「水中遺跡保護検討委員会」(仮称)の中間まとめ
- ・『発掘調査のてびきー水中調査編ー』の取りまとめ
- ・諸外国の事例調査(ヨーロッパ・オセアニア)

34年度

- ・「水中遺跡保護検討委員会」(仮称)の最終まとめ
- ・地方公共団体への普及啓発

(※) 水中遺跡 : 海域や湖沼等において常時もしくは満潮時に水面下にある遺跡(ダム・溜池等の水面下の遺跡は、陸上の遺跡として把握されるため対象外)

要求の趣旨・目的

- 平成28年に発生した熊本地震では、震源地に最も近くにある国指定史跡「井寺古墳」に深刻な被害を生じているにもかかわらず、石室内部へ立ち入ることができないことから、被災状況の正確な把握が困難となり、震災から1年以上経過した現在においても復旧の進捗が見られない。
- このような事態は今後の大規模な震災においても同様のことが想定されることから、活断層付近に立地する全国の古墳の保護や活用を図るため、被災地からの要望に基づき、「井寺古墳」を調査研究対象として、古墳石室等の詳細調査及び復旧方法に係る実証研究を行う。
- これにより、被災状況の調査方法及び復旧方法が確立して、被災からの早期復旧ひいては古墳の防災措置が図られる。

【震災前の井寺古墳】



【震災後（立ち入り禁止）】



（「井寺古墳」の実証研究イメージ）

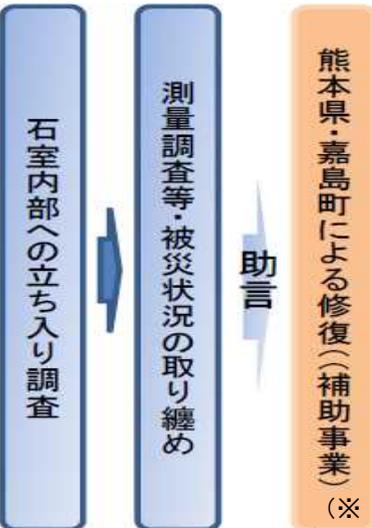
調査研究内容

<国指定史跡「井寺古墳」の実証研究>

- ・ 熊本地震が石室構造に与えた影響に関する調査
- ・ 熊本地震による石室内部の環境変化に関する調査
- ⇒ 調査結果を踏まえた復旧手法を確立

<大規模震災が古墳石室等に及ぼす影響調査>

- ・ 「井寺古墳」の調査結果を踏まえ、活断層付近に立地する他の古墳石室等の状況を調査
- ・ 全国的な古墳石室の防災措置の研究
- ⇒ 今後の大規模震災に備え必要な調査や防災措置を全国の古墳の管理者に対して提言



(※) 本調査事業とは別経費で措置

世界遺産について

文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界の遺産として、損傷・破壊等の脅威から保護するため、国際的な協力・援助の体制を確立することを目的とする条約

- 1972年 ユネスコ総会で条約採択
- 1992年 日本の条約締結・発効
- 2017年現在 締約国数193ヶ国
- 2017年8月18日(第41回ユネスコ世界遺産委員会終了時) 現在で1073件(文化遺産832件、自然遺産206件、複合遺産35件)が世界遺産一覧表に記載されている。

【世界遺産一覧表への記載プロセス】

ユネスコの暫定一覧表に記載(遅くとも正式推薦の1年前まで)

推薦案件を選定(文化審議会(文化庁))

ユネスコ世界遺産センターへ暫定版推薦書を提出(9月30日期限)(※1)

正式版推薦書の提出を決定(文化審議会(文化庁)、世界遺産条約関係省庁連絡会議(外務省)、閣議了解)

ユネスコ世界遺産センターへ正式版推薦書を提出(2月1日期限)(※1)

イコモスによる審査(書類審査と現地調査、2度のパネル審査、中間報告)

イコモス勧告(正式版推薦書提出の翌年5月頃)

ユネスコ世界遺産委員会で決議(7月頃)

※1 文化遺産については各国年1件しか推薦できない。

【世界遺産一覧表への記載基準】

- 世界的な視点から「顕著な普遍的価値」を有すること。真実性(オリジナルの状態を維持)・完全性(価値を表すものの全体が残っている)の条件を満たしていること。
- 将来にわたり保護するための保護管理体制があること。

我が国の世界遺産について

【文化遺産 17件、自然遺産 4件】

| 記載物件名 | 所在地 | 記載年 | 区分 |
|---|------------------------------------|-----|----|
| ① 法隆寺地域の仏教建造物 | 奈良県 | H5 | 文化 |
| ② 姫路城 | 兵庫県 | H5 | 文化 |
| ③ 屋久島 | 鹿児島県 | H5 | 自然 |
| ④ 白神山地 | 青森県・秋田県 | H5 | 自然 |
| ⑤ 古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市） | 京都府・滋賀県 | H6 | 文化 |
| ⑥ 白川郷・五箇山の合掌造り集落 | 岐阜県・富山県 | H7 | 文化 |
| ⑦ 原爆ドーム | 広島県 | H8 | 文化 |
| ⑧ 厳島神社 | 広島県 | H8 | 文化 |
| ⑨ 古都奈良の文化財 | 奈良県 | H10 | 文化 |
| ⑩ 日光の社寺 | 栃木県 | H11 | 文化 |
| ⑪ 琉球王国のグスク及び関連遺産群 | 沖縄県 | H12 | 文化 |
| ⑫ 紀伊山地の霊場と参詣道 | 三重県・奈良県・和歌山県 | H16 | 文化 |
| ⑬ 知床 | 北海道 | H17 | 自然 |
| ⑭ 石見銀山遺跡とその文化的景観 | 島根県 | H19 | 文化 |
| ⑮ 小笠原諸島 | 東京都 | H23 | 自然 |
| ⑯ 平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群- | 岩手県 | H23 | 文化 |
| ⑰ 富士山-信仰の対象と芸術の源泉 | 山梨県・静岡県 | H25 | 文化 |
| ⑱ 富岡製糸場と絹産業遺産群 | 群馬県 | H26 | 文化 |
| ⑲ 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業 | 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県 | H27 | 文化 |
| ⑳ 国立西洋美術館（ル・コルビュジエの建築作品ー近代建築運動への顕著な貢献ー） | 東京都（他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド） | H28 | 文化 |
| ㉑ 『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群 | 福岡県 | H29 | 文化 |

我が国の世界遺産暫定一覧表記載リストについて

(文化遺産 8 件)

- ① 古都鎌倉の寺院・神社ほか(神奈川県)
- ② 彦根城(滋賀県)
- ③ 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群(奈良県)
- ④ 長崎の教会群とキリスト教関連遺産(長崎県・熊本県)→(平成29年1月推薦済み)
- ⑤ 北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群(北海道・青森県・岩手県・秋田県)
- ⑥ 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群(新潟県)
- ⑦ 百舌鳥・古市古墳群(大阪府)→(平成30年1月推薦済み)
- ⑧ 平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-(拡張)(岩手県)

(自然遺産 1 件)

- ① 奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島(鹿児島県・沖縄県)

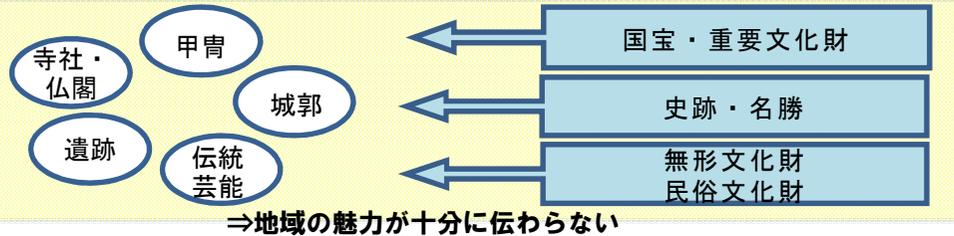
「日本遺産 (Japan Heritage)」認定の新たな仕組みについて

概要

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。2020年までに100件程度の「日本遺産」の認定を行うことが政府方針となっている。

従来型の文化財行政

個々の遺産ごとに、いわば「点」として指定



日本遺産 (Japan Heritage)

地域に点在する様々な遺産を「面」として活用・発信



ポイント

- 文化財群のパッケージとして、「地域型」と「ネットワーク (シリアル) 型」の2タイプを想定
- 認定地域に対し、日本遺産に関する**情報発信**等に係る支援策を用意するほか、**ハード面の事業をメニュー化**
- 民間企業等と連携した**日本遺産ブランドの発信**
- 観光庁をはじめ関係省庁と連携・協力**し、省庁横断的に支援。

事業内容

日本遺産魅力発信推進事業

①情報発信、人材育成事業

- ・観光ガイドやボランティア解説員の育成
- ・多言語HPの作成

②普及啓発事業

- ・ワークショップ、シンポジウムの開催
- ・日本遺産PRイベント (国内外) の開催

④公開活用のための整備

- ・ストーリーの理解に有効なガイドス機能の強化
- ・周辺環境等整備 (トイレ・ベンチ、説明板の設置等)

③調査研究

- ・旅行者 (訪問予定者) の嗜好性調査等

日本遺産プロモーション事業【拡充】

- ・地域のニーズにあった専門家の派遣 (日本遺産プロデューサー派遣事業) の拡充による地域活性化の支援
- ・メディアや民間企業を巻き込んだ日本遺産全体のPRイベントの開催等による認知度の向上、先進事例の共有

「日本遺産」による地域の活性化・観光振興の推進に向けた改善の方向性

課題認識

- 認定後の事業展開を見越した新規認定。
- 民間企業を巻き込んだ取組の推進。
- 現場の不断の努力を促すメカニズムの構築（地域活性化の取組が見られない地域の認定取消も視野）。
- 関係府省庁の予算等の集中投資、文化観光ゾーンの整備。

「日本遺産」の改善の方向性

- ◆ 平成30年度の新規認定に向けた**自治体からの事前相談の改善、審査委員会の運営の見直し**
 - ・ 認定後の事業展開を見越し、観光振興に知見のある者の助言を得て地域活性化のための計画の策定について申請前から支援。
 - ・ 他府省庁の事業と連動した地域活性化のための計画を準備している自治体を積極的に認定。
 - ・ 審査委員会の決定に、次年度の申請にあたっての改善点を附す「保留」制度を新たに創設。
 - ・ 申請者の認定後の取組に関する姿勢や実効性を確認するため、審査を書面審査と自治体等によるプレゼンの2段階に。
 - ・ 審査委員として観光分野に詳しい人材を委員に追加。
- ◆ 日本遺産に対する**民間企業・関係省庁の支援体制の構築、周辺の観光資源との連携による地域の観光的魅力の増幅**
 - ・ プロデューサーによる助言等の機会を増やし、地域における民間企業との連携活用をきめ細かく実施。
 - ・ 関係省庁・関係機関と連携して、日本遺産に対する民間企業の支援体制を構築。
 - ・ 日本遺産を応援する企業と情報発信等の協定締結を検討。
- ◆ 認定地域への**フォロー体制の強化による自走の促進**
 - ・ 有識者の知見を踏まえ、優良事例等も掲載した事業実施のためのガイドラインを作成。
 - ・ 補助事業の採択における多言語化の義務化とともに多言語化対応の際の注意点をまとめた手引書の作成。
 - ・ 旅行商品化に向けた関係機関との検討。
- ◆ **P D C A サイクル**によるメリハリをつけた事業の促進
 - ・ 認定地域の取組状況を審査する委員会の設置及び改善点の通知。
 - ・ 改善が行われない地域に対する認定証の返還要請を検討。